射水市隣地統合支援補助金

隣地統合に係る不動産の取得及び隣地統合に伴って行う空き家の解体に要する経費に対し、予算の範囲内においてその費用の一部を補助金として交付します。

【手続きの流れ】

１	市へ相談（補助金交付対象の確認）	（申請者→市）
２	交付申請	（申請者→市）
３	交付決定通知書送付	（市→申請者）
４	不動産の取得	（申請者）
５	解体工事（※空き家を解体する場合のみ）	（申請者）
６	実績報告	（申請者→市）
７	完成検査	（市が確認）
８	補助金支払い	（市→申請者）

不動産に関する契約を締結する前に、交付申請の手続きをしてください。

手続きの前に契約を締結した場合、補助金は交付できませんので、注意してください。

１　隣地統合支援補助金

（１） 要件（以下の項目を全て満たす）

- □　自らの所有する敷地と隣地を統合後、隣地統合された敷地を一体的に所有する意思があること。
- □　補助対象者及び補助対象者と同一の世帯に属する者に市税の滞納がないこと。
- □　補助金の申請時において、統合しようとする隣地が、当該申請をする者が所有する敷地でないこと。
- □　相続人や親族からの贈与等による隣地統合でないこと。
- □　隣地統合後、隣地に存する空き家を適正に管理すること。
- □　隣地に存する空き家を解体する場合は、隣地統合と同時又は隣地統合の後速やかに実施すること。

（２）補助対象経費

- □　隣地統合に係る不動産の取得に要する経費
- □　隣地統合に伴って行う空き家の解体に要する経費

（３）補助金額

- □　不動産の取得に要する経費の１０分の１（限度額３０万円）
- □　隣地統合に伴って行う空き家の解体に要する経費の２分の１（限度額２０万円）

（４）交付申請に必要な書類

- □　交付申請書
- □　実施計画書
- □　申請者の不動産の所在地、所有者の分かる書類
 （位置図、現況写真、公図、登記事項証明書等）
- □　隣地及び隣地に在する空き家の所在地、所有者等の分かる書類
 （位置図、現況写真、公図、登記事項証明書等）
- □　補助対象経費及びその明細が分かる書類（見積書の写し等）
- □　申請者の属する世帯全員の完納証明書

（５）実績報告に必要な書類

- □　隣地を取得したことを証する書類（登記事項証明書等）
- □　隣地に存する空き家を取得した場合は、それを証する書類（登記事項証明書等）
- □　隣地に存する空き家を解体した場合は、それを証する書類（建築物除却届の写し等）
- □　補助対象経費の支払いを証する書類（契約書、明細書、請求書、領収書の写し等）